

富士吉田市農業委員会 令和6年6月定例総会議事録

1 招集期日 令和6年6月26日（水）

2 招集場所 庁舎西会議室

3 出席委員（12名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第1番 藤井 與三郎

第2番 小俣 創

第5番 小野 利壹

第6番 渡邊 和英

第7番 遠山まさの

第8番 渡邊 孝治

第9番 宮下 師貴

第10番 權正 常夫

第11番 羽田 善行

第13番 志村 金三

第14番 滝口 倉一

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名であり次のとおりである。
遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員

第4番 小俣 俊子

第12番 勝俣 道明

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による農用地利用集積計画の決定について

第七 議案第5号 農地利用配分計画案(中間管理機構扱い)について

第八 議案第6号 非農地通知交付申請について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長

長田 利彦

事務局次長

木勢 美妃

会計年度任用職員

網倉 郷美

7 開議 午後2時03分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。ただいまから、富士吉田市農業委員会 6 月定例総会を開会いたします。開会にあたり、報告いたします。農業委員14名のうち、出席委員は12名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第29条により、各地区推進委員も出席を求めていますので、あわせて報告いたします。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第44条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、
第13番 志村 金三 委員、第1番 藤井 與三郎 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。それではここで、各自、申請事案の審査のため、暫時休憩といたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いします。

（午後 2 時05分休憩）

（午後 2 時07分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配付いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。第 3 委員会の 1 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第 1 号 第 3 委員会の 1 件の朗読後】

第 3 委員会の受理番号 3 の 4 号につきましては、譲受人がブルーベリーの生産を図るための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

(調査表に基づき、内容の説明をした。)

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。6月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の4号の申請地は6筆あり、旭五丁目の5筆が福祉の実たけのこの北に、竜ヶ丘二丁目の1筆がファミリーマートおひめ坂通り店の北約20mに位置しています。申請地ではブルーベリーを生産するそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について質疑がありましたら、ご発言願います。

○ 梶原推進委員

初めてのことで、おしえてほしい。第3条の代物弁済権とはどういうものか？

○ 事務局

土地を担保にお金を借りて、お金を返せない時は代物弁済で農地を差し出す。登記簿に書いてあり、第3条でないと譲り渡せないという条件付きの土地のことです。

○ 議長（会長）

よろしいですか。他に質疑がありましたら、ご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。

これより第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案の通り、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

ご意義なしと認めます。

議案第1号の農地法第3条許可申請の1件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第四、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第4委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第4委員会の2件の朗読後】

第4委員会の受理番号4の1号につきましては、申請人が申請地を住宅敷地として

利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

受理番号4の2号につきましては、申請地を集合住宅建設用地とするものです。申請地は農振農用地エリアにあたりますが、農用地区域から除外されているため、農地転用許可申請が可能な状態となっております。用途指定地域外の第2種農地ですが、工場などが連担しているエリアであり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が1,733㎡ありますので、県の諮問案件となります。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員長から現地調査結果ならびに補足説明をお願いいたします。

○ 第4委員会委員長（宮下 師貴 君）

第4委員会から報告いたします。6月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号4の1号の申請地は、都留信用組合大明見支店の南、約200mに位置しております。始末書によると、昭和51年から住宅敷地として利用していたそうです。始末書等必要書類も整っており、許可相当と考えます。

次に受理番号4の2号の申請地は、市立第二保育園の東、約90mに位置しております。必要書類も整っており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。

これより第4委員会の2件について採決いたします。第4委員会の2件については原案の通り許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の2件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の5件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第1委員会の5件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の21号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、住宅建築用地とするものです。申請地は用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の22号につきましては、店舗用地として利用していた追認案件となり、賃借人が申請地を借り受け、診療所建設用地とするものです。

また、受理番号5の23号につきましては、同じく店舗用地として利用していた追認案件で、賃借人が申請地を借り受け、調剤薬局建設用地とするものです。いずれも用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

受理番号5の27号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、事務所兼倉庫用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の29号につきましては、申請地を駐車場としている追認案件となります。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員（藤井 與三郎 君）

小俣俊子委員長が欠席のため、代理で報告いたします。

第1委員会から報告いたします。

6月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の21号の申請地は、松山公民館の北約100mに位置しており、住宅を建築する予定です。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の22号の申請地は、CATV富士五湖の北約50mに位置しており、診療所を建築する予定です。

また、受理番号5の23号の申請地は、受理番号5の22号の申請地に隣接しており、調剤薬局を建築する予定です。始末書によりますと、約30年前から別の薬局建設用地として利用していたそうです。いずれも必要書類もそろっており、許可相当と考えます。次に、受理番号5の27号の申請地は、市立病院の南、約180mに位置し、譲受人の所有にかかる事務所兼倉庫を建築する予定です。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

受理番号5の29号の申請地は、支那そば大喜の北側に隣接しております。始末書によりますと、昭和60年から隣接店舗用の駐車場として使用していたそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。

これより、第1委員会の5件について採決いたします。第1委員会の5件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第2委員会の1件の朗読後】

第2委員会の受理番号5の30号については、借受人夫婦が妻の実父より申請地を借り受け、住宅用地とするものです。申請地は用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（渡邊 和英 君）

第2委員会から報告いたします。6月21日に地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の30号の申請地は、市立第3保育園の南約170mに位置しており、住宅用地として利用するものです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第3委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第3委員会の2件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の25号については、現所有者が住宅用地としている申請地を譲受人が買い受ける迫認案件となります。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

受理番号5の28号につきましては、借受人が申請地を借り受け、一時転用して資材置場用地とするものです。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連担しているエリアであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。

6月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の25号の申請地は、下吉田駅の北東約70mに位置しています。始末書によりますと、昭和37年から住宅用地として使用していたそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の28号の申請地は、河口湖高校の東約150mに位置しており、資材置場用地として利用するものです。必要書類も整っているため、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の2件について採決いたします。第3委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第5委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦君）

【議案第3号 第5委員会の2件の朗読後】

第5委員会の受理番号5の24号については、借受人が申請地を借り受け、住宅用地とするものです。申請地は、用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。受理番号5の26号については、譲受人が申請地を買い受け、駐車場用地とするものです。用途地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連坦しているエリアであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会推進委員（羽田 善行 君）

第5委員会から報告いたします。

6月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の24号の申請地は、西方寺の北西約80mに位置しており、住宅用地として利用する予定

です。必要書類も整っているため、許可相当と考えます。

次に、受理番号 5 の 26 号の申請地は、明見湖の道路を挟んだ北側に位置しており、駐車場として利用する予定です。必要書類も整っているため、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第 5 委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第 5 委員会の 2 件について採決いたします。第 5 委員会の 2 件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号の農地法第 5 条許可申請の 10 件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第六、議案第 4 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦君）

今回の案件は、設定件数が 9 件です。筆数累計は 13 筆、面積合計は 12,648㎡です。6 件が再設定の案件で、3 件が新規ですが、認定農業者の案件となります。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。これらはいずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、農用地利用集積計画の決定について採決いたします。議案第 4 号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第七、議案第 5 号「農地利用配分計画案（中間管理機構扱い）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦君）

本案につきましては、農地中間管理機構が農地の借受け及び貸付の中間管理事業を

行うにあたって、地元農業委員会に対して内容審議の依頼をしてきたことによるものです。お手元の資料をご覧ください。件数は1件であり、新規設定となっております。申請地は、数見の農用地であり、期間は令和6年7月1日から令和10年12月31日までの4年6ヶ月であります。

本件につきましては、借受人は、借受人としての要件「全部効率的耕作要件および作業従事要件」を充足しており、また、農地の集積集約に適うものと考えられますので、本件の農地中間管理機構による農地利用配分計画案につきましては、承認が相当であると考えます。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

それでは、採決いたします。議案第5号「農地利用配分計画案（中間管理機構扱い）について」承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第八、議案第6号「非農地通知交付申請について」を議題といたします。第1委員会の1件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦君）

【議案第6号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号21の1号は、前回の議題に上がり、保留とした案件です。この件につきまして、県に確認をしました。県の回答によりますと「現況地目については、周辺も山林原野であるなら市町村の農地利用調査や現況調査の際の判断で、「非農地」として差し支えなく、農地解放による土地であるかの区別は特にはない。その地区全体として、山林原野の状態であるなら一体として非農地通知を出すこともできる。また、相続などの手続きの際に、所有者より非農地通知についての相談があった場合には、今まで同様にその都度発出してもよい」との回答でした。以上を踏まえまして、申請地については非農地であることを確認しておりますので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局の説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 藤井委員

この件について、県と話をした内容を文章でいただきたい。

○ 事務局

承知いたしました。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。

次に、第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長(長田 利彦君)

【議案第6号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号21の2号は、申請地が非農地であることを確認しましたので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長(渡邊 孝治 君)

第3委員会から報告いたします。

6月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号21の2号の申請地は8筆あり、新倉687、690、691の3筆は新倉浅間神社東約100mに位置しております。また、新倉2157、2158の2筆は魚吉会館の北約250mに、その他の3筆は福祉の実たけのこの西約100mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

ただいまの事務局説明、第3委員会の説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

帳票で現況地目が畑になっている筆がある。現況地目が畑であっても非農地とすることができるのか、それとも現況が違うのか。

○ 事務局

お手元の資料には、税務課の課税台帳上での現況地目が印刷される。地番図に載っていない地区で、区分けができないため、登記地目と同じ地目のままとなっているが、実際に周囲は山林原野の状態である。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明でよろしいか。他に質疑がありましたらご発言願います。
（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。

これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり通知することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦君）

【議案第6号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号21の3号は、申請地が非農地であることを確認しましたので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（宮下 師貴 君）

第4委員会から報告いたします。6月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号21の3号の申請地は、ふじさん牧場の西約70mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第4委員会の説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。

これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり通知することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号の非農地通知交付申請の3件は原案の通り通知することに決定いたしました。

以上で、令和6年6月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。

その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告、連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会 6 月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

8 閉会 午後 3 時 03 分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年6月26日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 志村 金三

委 員 藤井 與三郎

